

改正

昭和44年3月29日条例第19号
昭和46年10月1日条例第30号
昭和54年3月29日条例第17号
昭和61年3月27日条例第16号
昭和61年6月25日条例第23号
昭和61年9月29日条例第37号
平成7年9月27日条例第16号
平成12年3月22日条例第29号
平成19年3月22日条例第6号
平成23年3月28日条例第4号
平成25年3月25日条例第4号

市川市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例29号・19年6号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成12年条例29号・19年6号・25年4号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び55人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長

- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和44年条例19号・46年30号・54年17号・61年16号・23号・37号・平成7年16号・12年29号・19年6号・25年4号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

追加〔平成23年条例4号〕

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

一部改正〔平成19年条例6号・23年4号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年3月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年10月1日条例第30号)

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月29日条例第17号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市川市防災会議条例第3条第6項の規定により、新たに防災会議の委員となる者の最初の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

附 則 (昭和61年6月25日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (昭和61年9月29日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月27日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第1項の規定により、新たに同条第5項第8号及び第9号に掲げる委員となる者の最初の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則（平成12年3月22日条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。